

税制改正による法人二税申告の際の留意点

○ 税率の改正

法人事業税における外形標準課税の拡大、地方法人課税の偏在是正に係る税制改正により、法人事業税、法人道民税、地方法人特別税の税率は次のようになります。

【法人事業税】

法人の種類	所得区分等	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度		H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度		H31.10.1以後 に開始する事業年度	
		税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人
普通法人	年400万円以下の金額	3.4%	1.6%	3.4%	0.3%	5.0%	1.9%
	年400万円超800万円以下の金額	5.1%	2.3%	5.1%	0.5%	7.3%	2.7%
	年800万円超の金額	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	軽減税率不適用法人の金額（※）	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	付加価値額		0.72%		1.2%		1.2%
	資本金等の額		0.3%		0.5%		0.5%
特別法人	年400万円以下の金額	3.4%		3.4%		5.0%	
	年400万円超の金額	4.6%		4.6%		6.6%	
	軽減税率不適用法人の金額（※）	4.6%		4.6%		6.6%	
収入金額課税法人	収入金額	0.9%		0.9%		1.3%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

【法人道民税】

区 分		H26.10.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
		税率	税率
均等割	公共法人、公益法人等	年額 2万円	
	資本金等の額を有する法人	資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額 2万円
		資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき 法人税額が年1,000万円以下のとき	4.0% 1.0%

【地方法人特別税】

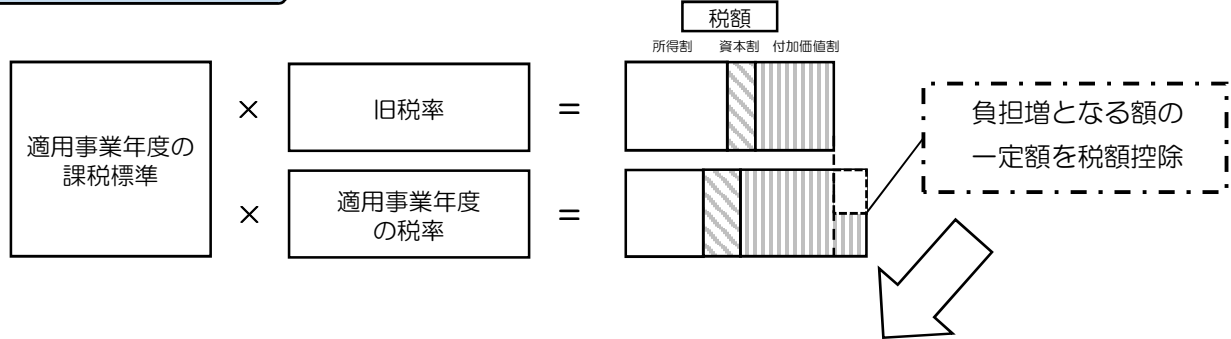
法人の種類	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度	H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
	税率	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	93.5%	414.2%	廃止
所得割額によって法人事業税を課税される法人 (資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	43.2%	43.2%	
収入割額によって法人事業税を課税される法人 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	43.2%	43.2%	

○ 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度において、外形標準課税の拡大に伴い負担増となる法人のうち、付加価値額の総額が40億円未満であれば、法人事業税額から一定額を控除します。

なお、仮決算による中間申告については、控除の対象にはなりません。

控除のイメージ



H27.4.1~H28.3.31 に開始する事業年度	H28.4.1~H29.3.31 に開始する事業年度	H29.4.1~H30.3.31 に開始する事業年度	H30.4.1~H31.3.31 に開始する事業年度
負担増となる額の $\frac{1}{2} \sim 0$ を控除	負担増となる額の $\frac{3}{4} \sim 0$ を控除	負担増となる額の $\frac{1}{2} \sim 0$ を控除	負担増となる額の $\frac{1}{4} \sim 0$ を控除

負担増となる額の計算方法

$$\text{負担増となる額} = \text{法人事業税額} - \text{旧税率(注)を適用して計算した法人事業税額}$$

$$\text{法人事業税額} = \text{所得割額} + \text{資本割額} + \text{付加価値割額}$$

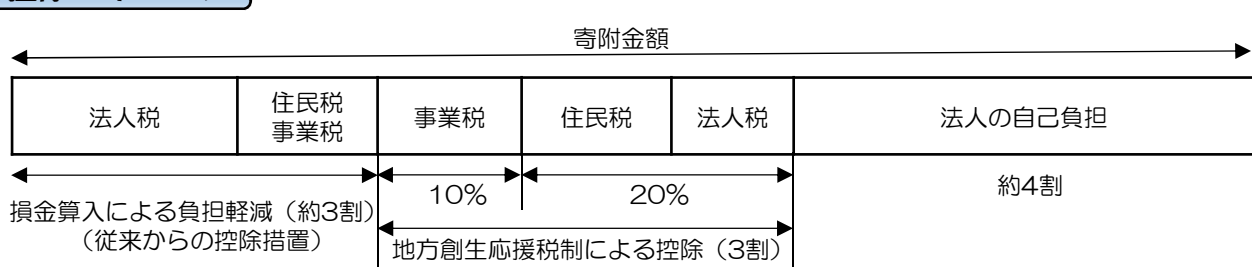
(注) 旧税率

- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 平成27年3月31日現在の税率
- 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 平成28年3月31日現在の税率
(税率表区分：平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度)

○ 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設

地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して行った寄附について、従来からの寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から一定額を控除します。

控除のイメージ



○ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の適用要件を全て満たす場合には、付加価値額から一定額を控除します。

適用要件

この制度の適用を受けるためには、法人税の所得拡大促進税制の適用要件を満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額※ ≥ 増加促進割合（次表）

事業年度の始期	増加促進割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	3%
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	4%
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	5%

※ 基準雇用者給与等支給額

平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

- ② 雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）

- ③ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額（前事業年度の平均給与等支給額）※

※ 平成29年度税制改正において、平成29年4月1日以後に開始する事業年度については、次の要件が追加されました。

平均給与等支給額 - 比較平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 × 2%

控除額の計算方法

以下の算式により算定した金額を、付加価値額から控除します。

$$\text{控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \frac{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)}}{\text{収益配分額 (別表5の2④)}}$$

↑

$$\text{雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}$$

留意事項

- 非課税事業、収入金課税事業を併せて行う場合には、雇用者給与等支給増加額から非課税事業分、収入金課税事業分を除外するため、按分計算を行います。
ただし、区分経理が困難な場合は、従業者数による按分を行います。
また、労働者派遣を行った場合には、雇用者給与等増加額の調整を行います。
- 解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度の申告、期限後申告については、適用対象となりません。
- 連結申告法人の場合、個々の連結法人（単体法人）ごとに適用となります。
ただし、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超える場合の判定については、「個々の連結法人ごと」又は「連結親法人及び連結子法人の合算額」のいずれか一方が要件を満たしていれば適用対象となります。

○ 確定申告書の提出期限の延長の特例

平成29年度税制改正において、法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して各事業年度終了の日から6月を超えない範囲内において確定申告書の提出期限の延長が認められることとなりました。

○ 法人道民税の利子割控除の廃止

平成28年1月1日より法人に係る利子割が廃止されたことに伴い、法人道民税からの利子割控除制度が廃止されました。

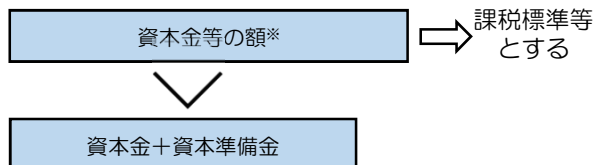
○ 法人道民税均等割の税率区分の基準及び 法人事業税外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人道民税均等割の税率区分の基準及び法人事業税外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額（以下「課税標準等」という。）」は、「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の合算額」又は「出資金の額」との比較により算定します。

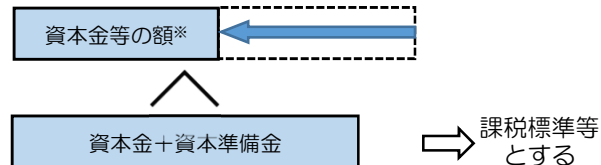
「資本金等の額※」と「資本金+資本準備金」との比較

「資本金等の額※」と、「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」とを比較して、いずれか大きい額を「課税標準等」とします。

〔「資本金等の額※」が大きい場合〕



〔「資本金+資本準備金」が大きい場合〕



※「資本金等の額」とは、無償増資や無償減資等による欠損填補を調整した後の金額です。

○ 電気供給業に係る法人事業税の分割基準の見直し

改正の概要

平成29年度税制改正において、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から電気供給業に係る法人事業税の分割基準が、次のとおり改正されました。また、昭和57年に設けられた特例措置は廃止されました。

【平成29年3月31日までに終了する事業年度】

発電所の用に供する固定資産の価額	総固定資産の価額
3/4	1/4

【平成29年3月31日以後に終了する事業年度】

発電所の用に供する固定資産の価額	総固定資産の価額	〔発電事業〕
3/4	1/4	
発電所に接続する電線路の電力の容量	総固定資産の価額	〔送配電事業 ・一般送配電事業 ・送電事業 ・特定送配電事業〕
3/4	1/4	
事務所等の数	従業員の数	〔小売電気事業〕
1/2	1/2	

留意事項

- ・ 発電所用固定資産を有しない場合の発電事業又は発電所に接続する電線路を有しない場合の送配電事業については、課税標準を総固定資産の価額により分割します。
 - ・ 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人については、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定します。
 - ・ 電気供給業が主たる事業であるとき → 上記の分割基準を適用します。
- ※ なお、電気供給業に係る分割基準が2以上あるときは、次の分割基準を適用します。
- ア 「一般送配電事業又は送電事業」と「小売電気事業又は発電事業（小売り電気事業以外の用に供するもの）」を併せて行う場合 → 「送配電事業」に係る分割基準
- イ 「発電事業」と「発電事業以外の事業」とを併せて行う場合（アの場合を除く。） → 「発電事業」に係る分割基準
- ウ ア又はイ以外の場合 → 主たる事業の分割基準

【法人道民税・法人事業税
・地方法人特別税の申告書提出先】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 TEL 011-204-5083
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F

【道税ホームページアドレス】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>